

外国人従業員の雇用・育成憲章

制定者 グルメ杵屋

制定日 2024年10月1日

私たちは、『ダイバーシティ＆インクルージョン（Diversity&Inclusion）「人々の多様性を認め、それを組織内で最大限に生かす。」』の精神にしたがい、外国人従業員に対する正しい認識を確立し、全ての外国人従業員の幸福を希求するために、この憲章を定めます。

【基本方針】

1. 外国人従業員に対し、労働関係法令 社会保険関係法令 出入国管理及び難民認定法などの法令を遵守し、外国人従業員の幸福を希求します。
2. マニュアルなど規則の説明は外国人従業員が理解できるよう母国語や図を用いるなど、理解を促進するための必要な配慮を行います。

【詳細指針】

1. 募集は労働条件を具体的に明示し、適正な機関を通じて行います。
2. 採用は在留資格の範囲内で外国人従業員が能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考を行います。
3. 教育訓練は外国人従業員の将来の生活プランに資するよう、キャリアアッププランを定め、これを適宜・適正に行います。
4. 労働災害防止や自然災害避難の指示などを理解できるよう、必要な日本語や基本的な合図などを習得できるよう努めます。
5. 心配事や苦情の相談を受付ける担当部署を明示し、日本における生活面や就業上の心配事や苦情などの相談に丁寧に対応するよう努めます。

以上